

福島第二原子力発電所における
ボイラー・タービン主任技術者の社内選任に係る運用について

令和2年9月7日
東京電力HD株式会社

1. はじめに

福島第二原子力発電所では、2019年9月30日に全1~4号機について発電事業変更届出を実施した。これに伴い、届出前は事業用電気工作物（原子力発電工作物）であった設備が届出後は事業用電気工作物（自家用電気工作物）となった。

発電事業変更届出後は同年10月30日に電気事業法第43条第3項に基づきボイラー・タービン主任技術者の解任（同年11月15日届出）を行い、同年10月31日にボイラー・タービン主任技術者を社内マニュアルに基づき選任している。

当該の解任届出前は、「原子力発電工作物の保安に関する命令」の適用により電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任し届出を行っていたもの。発電事業変更届出後は「原子力発電工作物の保安に関する命令」適用外の設備となり、電気事業法施行規則第52条ではボイラー・タービン主任技術者の選任要求が無くなることから、同主任技術者の解任届出を実施した。

一方で事業用電気工作物（自家用電気工作物）であることから、従前ボイラー・タービン主任技術者が行っていた保安の監督については、発電事業変更届出後も社内マニュアルに基づきボイラー・タービン主任技術者を選任し、発電事業変更届出前と同様に保安の監督を継続している。

2. 電気事業法及び原子炉等規制法との関係

■電気事業法

電気事業法及び電気事業法施行規則においては、主任技術者について以下のとおり規定されている。

・電気事業法 第四十三条

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（省略）

・電気事業法施行規則 第五十二条

法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

(中略)	
六 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうちに四の水力発電所以外の水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及びその直接統括する発電所のうちに五のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガスタービンを原動力とする火力発電所（小型のガスタービンを原動力とするものであって別に告示するものを除く。）がある場合は、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者
(中略)	

(省略)

電気事業法第 43 条では事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、主任技術者を選任することが定められている。また、電気事業法施行規則第 52 条では具体的に選任される者が有すべき主任技術者免状の種類が定められている。

2019 年 9 月 30 日の発電事業変更届出前は、「労働安全衛生法施行令の制定に伴う覚書（47 保第 970 号基発第 520 号）」を踏まえ、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を持つ者が、電気事業法第 43 条に基づき選任された主任技術者として、電気ボイラーの保安の監督を行っていた。

発電事業変更届出後は、福島第二原子力発電所の諸設備は事業用電気工作物（自家用電気工作物）となり、電気事業法施行規則第 52 条におけるボイラー・タービン主任技術者の選任要求は無くなったが、電気ボイラーは事業用電気工作物であることに変わりはなく、今後も運用を継続することから、当該設備に対して保安の監督が必要と考えている。

■核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）

原子炉等規制法及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（炉規則）においては、ボイラー・タービン主任技術者について以下のとおり規定されている。

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設の保全

二 発電用原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

（省略）

・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

（保安規定）

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（中略）

六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

（省略）

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 22 では発電用原子炉施設の保全に対して保安のために必要な措置を講じなければならないこと、また、炉規則第 92 条では電気事業法第 43 条第 1 項に規定するボイラー・タービン主任技術者の職務の範囲及びその内容について、保安規定に定めることが記載されている。

発電事業変更届出後も、福島第二原子力発電所は原子炉等規制法第 43 条の 3 の 22 の適用を受けており、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者の選任要求は無くなったことから炉規則第 92 条の保安規定への記載要求は無くなったが、電気ボイラーは今後も運用を継続することから、当該設備に対して保安の監督が必要と考えている。

以上により、電気ボイラーに対して保安の監督が必要であると考え、これまでのボイラー・タービン主任技術者相応の力量を有する者をボイラー・タービン主任技術者として社内を選任し、電気ボイラーの保安の監督を行っている。

以 上